

論壇

税理士試験の出題のあり方について

— 税理士志望者倍増へのマイルストーン —

I はじめに

先般、平成19年度(第57回)税理士試験の概要が公告された。この公告を見て、冷房設備の無い大学の語学教室での受験を、遠い日の1コマとして懐かしく思い出すのは筆者のみではあるまい。

ところでここ数年來、試験問題が年々難化してきており、たとえ1年間受験準備に専念しても税法科目においては1科目の合格でさえなかなか覚束ない状況になりつつある、という話をよく耳にするようになった。

その一方平成18年度には公認会計士試験制度の全面的な見直しが行われ、租税法の受験が必須となり、

II 30歳以下の受験者の合格率の推移

国税庁が公表する税理士試験結果によると、30歳以下の受験者の合格率には大

III 定期採用応募者に係る科目合格者数の推移

筆者の属する税理士法人は、毎年税理士試験終了直後に採用活動を定期的に行っているが、直近3年間の応募者に占める科目合格者

又、新司法試験においても租税法が選択科目ではあるが試験科目に付け加えられ、租税法の解釈・適用に関する事項について一定の素養を身につけた会計士及び弁護士が実務に従事し始めている(※1)

このように、他の士業から有為な若手有資格者が相当数参入する可能性が現実なものになりつつあるにも関わらず、現行税理士試験の試験内容が我々の業界の維持・発展を担う次世代の選抜に有効なものであるかどうかという点につき、税理士自ら検証してしかるべきだと思われるが、そのような話は終ぞ耳にしたことはない。

IV 税制改正に伴う負担の増大

限られた分析ではあるが、合格率といった点からすると試験問題が難化してきたという兆候は観察できない。しかしながら、難化の意味合いには受験期間の長期化といった要素も考慮

別の割合は次のように推移しており、試験問題の難化をうかがわせる変化は見られない。(表2)

表1 (単位:人、%)

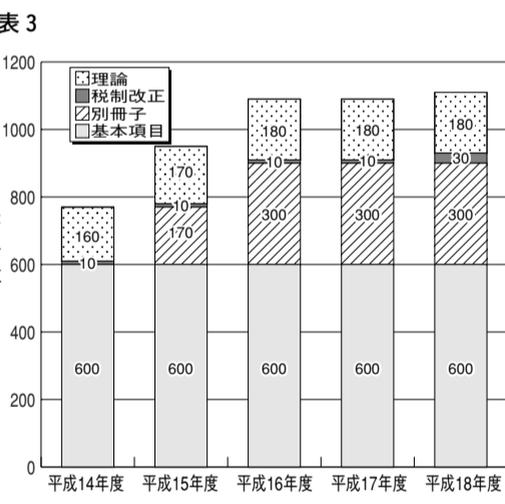
年齢	平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	受験者数	合格者数	合格率									
26~30歳	15,793	416	2.6	15,549	356	2.3	15,198	295	1.9	14,281	307	2.1
25歳以下	11,305	142	1.3	11,611	85	0.7	12,145	84	0.7	10,713	75	0.7
全年齢平均	55,175	1,193	2.2	56,126	1,090	1.9	56,314	1,055	1.9	54,203	1,126	2.1

表2

科目合格数	平成16夏応募		平成17夏応募		平成18夏応募	
	%	平均年齢	%	平均年齢	%	平均年齢
5	6.1%	30.5	1.2%	34.0	10.2%	29.3
4	10.1%	28.5	17.4%	28.4	9.3%	27.8
3	26.3%	26.8	30.2%	26.9	25.4%	26.2
2	42.4%	26.1	40.7%	26.3	34.7%	25.5
1	5.1%	27.6	7.0%	28.2	11.0%	25.5
0	10.1%	32.5	3.5%	27.3	9.3%	28.6
応募者合計	100.0%	27.5	100.0%	27.1	100.0%	26.6

応募者のうち法人税法合格者

平成16年度	33.3%	平成17年度	29.1%	平成18年度	31.4%
--------	-------	--------	-------	--------	-------



V 税理士試験の出題の範囲

税理士試験とは、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われる(税理士法第6条)。

従って、その問題の内容も応用的問題とともに、租税法に関する原理、基礎的学

易になし得るところである。そこで、受験者の負担の増大を数値的に表す目的で、大手受験予備校で使用している法人税法のテキストを取り寄せてページ数を調べたところ、(表3)次のように増加していることがわかった。(※2)

VI 税理士試験の出題のあり方について

理にもわたる必要があることとは言うまでもなく、さらに「それらの租税法に関する法律の規定のみならず、政令、省令、規則、告示等も含まれるものである」(※3)とされており、公認会計士試験における租税法の出題の範囲とは明らかに異なる(※4)。

の総頁数は約770頁であるが、平成18年度版は約1,110頁と44%増加している。テキストにおける増頁と合格に必要な学習時間数は決して正比例するものではないが、学習量が増加していることは明らかであり、その観点からすれば難化しつつあるという一つの証左にはなろう。

記帳代行及び申告書作成業務といった事務処理のかなりの分野はITに取って代わられつつあり、むしろ経済的意思決定に当たり租税法の側面についての確に助言し得る能力こそが今後他の士業からの参入者との競争にさらされる税理士に求められる「応用能力」だと考えるべきであろう。しかるに、年々出題範囲が拡大されている状況のもと、相も変わらず数十年前と同様の学習スタイルを強いられる受験者の存在をして、今後税理士試験を経て税理士資格を取得することへの意義を見出し得る税理士志望



千田 裕
【麻布】

※1 平成18年新司法試験の合格者数1,009人のうち、租税法は55人(5.4%)が選択している。又、平成18年公認会計士試験の合格者は3,108人である。

※2 平成15年度開講講座から「企業組織再編成」と「自己株式」の項が別冊子で取り扱われ、平成16年度分から「連結納税」の項が別冊子として加わり、さらに平成18年度分から「改正税法」の解説頁が大幅に増加している。

※3 税理士法逐条解説 新訂版 40頁。

※4 公認会計士・監査審査会から租税法の出題範囲が公表されており、具体的には「法人税法を中心として、所得税法、消費税法の構造的な理解を問う基礎的出題とする」(傍線筆者)とされており、さらに国際課税、組織再編成に関する税制及び連結納税制度については、当分の間、出題範囲から除外する旨も明らかにされている。

元を異にする。(※4) 者が漸次減少していくのではないかの懸念は杞憂であろうか。司法試験あるいは公認会計士試験における租税法と比較して、現行税理士試験が税理士に求められる資質の有無を検証する役割を果たしているかという点に関心を払うことは、税理士業界の発展に必要な所作の一つであろう。特に、条文を丸暗記するといった学習方法が唯一合格する術だと信じて、合格の栄冠を勝ち取った税理士が、一度その学習方法の功罪について論じてみるのも一興であろう。